

八間堀排水樋管操作要領

目次

第一章 総 則（第 1 条, 第 2 条）

第二章 樋管等の操作の方法等（第 3 条～第 6 条）

第三章 洪水警戒体制（第 7 条～第 9 条）

第四章 雑 則（第 10 条、第 13 条）

附 則

第一章 総 則

(趣旨)

第 1 条 茨城県水海道市湊頭町地先利根川水系小貝川八間堀排水樋管（以下「樋管」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第 2 条 八間堀排水樋管のゲートの操作は、水海道排水機場（八間堀川沿岸土地改良区の管理施設で、以下「機場」という。）の操作と相まって小貝川の洪水が八間堀川への逆流を防止するとともに、八間堀川の流水を小貝川へ排水することにより、八間堀川流域の洪水による被害を軽減することを目的とする。

第二章 樋管の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第 3 条 下館工事事務所長（以下「所長」という。）は、岡堰の非湛水期間（9月1日から翌年2月末日）においては、次の各号に定めるところにより樋管のゲートを操作するものとする。

一 樋管の川表側にある量水標において測定した小貝川の水位（YP+9.20メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川表水位」という。）が 6.27メートル未満であるときは、樋管ゲートを全開しておくこと。

二 前号により樋管ゲートを全開している場合において、川表水位が 6.27メートルに達した場合は、機場のポンプの停止を確認し、樋管ゲートを全閉すること。

三 前号により樋管ゲートを全閉している場合において、川表水位が 6.27メートル未満となったときは、樋管ゲートを全開すること。

四 前号により樋管ゲートを操作する場合においては、小貝川及び八間堀川の水位に急激な変動を生じないようにすること。

2 所長は岡堰の湛水期間（3月1日から8月31日）においては、次の各号に定めるところにより樋管のゲートを操作するものとする。

一 樋管の川裏側で測定した排水路の水位（YP+9.20メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川裏水位」という。）が、2.80メートル未満であると

- きは、樋管ゲートを全閉しておくこと。
- 二 川裏水位が、2.80メートルに達した場合は、樋管ゲートを全開すること。
 - 三 前号により、樋管ゲートを全開している場合において、川表水位が 6.27メートルに達した場合は、機場のポンプの停止を確認し、樋管ゲートを全閉すること。
 - 四 前号により樋管ゲートを全閉している場合において、川表水位が 6.27メートル未満となったときは、樋管ゲートを全開すること。
 - 五 前号により樋管ゲートを操作する場合においては、小貝川及び八間堀川の水位に急激な変動を生じないようにすること。
 - 六 川裏水位が 2.80メートル未満になった時には、機場のポンプの停止を確認し、樋管ゲートを全閉すること。

(平水時における操作の方法)

- 第 4 条 所長は岡堰の非湛水期間において、川表水位が 6.27メートル未満の場合には樋管ゲートを全開しておくものとする。
- 2 所長は岡堰の湛水期間において、川裏水位が 2.80メートル未満の場合には樋管ゲートを全閉しておくものとする。

(操作の方法の特例)

- 第 5 条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要と認められる限度において前 2 条に規定する方法以外の方法により樋管を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

- 第 6 条 所長は、樋管を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。
- 一、 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
 - 二、 気象及び水象の状況
 - 三、 操作の内容
 - 四、 第 5 条に該当するときは、操作の理由
 - 五、 その他参考となるべき事項

(洪水警戒体制の実施)

第7条 所長は、岡堰の非湛水期間においては、次の各号の一つに該当するときは、直ちに、洪水警戒体制にはいるものとする。

一 水海道水位観測所において測定した小貝川の水位（YP+8.824メートルを零点とした量水標の水位をいい、以下「小貝川水位」という。）が4.60メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。

二 その他、洪水が発生するおそれのあるとき。

2 所長は、岡堰の湛水期間においては、次の各号の一つに該当するときは、直ちに洪水警戒体制にはいるものとする。

一 八間堀川沿岸土地改良区が機場のポンプの運転を開始するとき。

二 その他、洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第8条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

一 洪水時において樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。

二 樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。

三 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。

四 その他樋管の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第9条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第四章 雑 則

(点検及び整備)

第10条 所長は、樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等については、毎月1回以上、「河川管理施設等点検実施要領（案）」（平成元年3月31日建関河管第32号、建関機第35号）により点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第 11 条 所長は、小貝川水位及其他樋管を操作するため必要な事項を観測するものとする。

(記録)

第 12 条 所長は、第 6 条に掲げるもののほか樋管の管理に関する事項について、記録及びその保存を行うものとする。

(所長への委任)

第 13 条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は、所長が定める。

附 則

この操作要領は、平成 10 年 3 月 10 日から施行する。